

第18回復興推進委員会 議事録

日時：平成27年5月26日（火）10：30～12：07

場所：都市センターホテル5F「オリオン」

○伊藤委員長 それでは、ただいまより、第18回「復興推進委員会」を開催いたします。

委員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

本日は、まず、平成28年度以降の復興支援の枠組みの策定へ向けて、先日公表されました「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」につきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

そして『新しい東北』の創造に向けた取組」として、先導モデル事業に関し、平成26年度分の評価と平成27年度分の選定等につきまして、復興庁より報告いただきたいと思っております。

本日は、田村委員が御欠席でございます。その他の皆様は、全員、御出席いただいております。

なお、御辞退された大仁委員以外、私を含め委員の皆様は、3月に復興推進委員として再任されております。引き続き、今後2年間、よろしく願いいたします。

続きまして、本日、御出席いただいております、政府側の副大臣以下の出席者を御紹介させていただきます。

長島復興副大臣でいらっしゃいます。

浜田副大臣でございます。

小泉政務官でございます。

谷補佐官でいらっしゃいます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思っております。

議事（1）の平成28年度以降の復興支援のあり方につきまして、復興庁から資料1から資料3に沿いまして、説明をお願いしたいと思います。

○北村審議官 お手元に配付をいたしました、5月12日の公表資料のうち、左肩に資料1とあります、ポイントの資料に沿って御説明をいたします。

資料の1ページ目をお開きいただきたいと思っております。

まず、集中復興期間の総括でございます。

1として、各分野の成果と現状ですが、5ページに一覧表の形にまとめてありますので、恐縮ですが、5ページをお開きいただきたいと思っております。

要は、25兆円を使って何ができたのかを1枚にまとめたものでございます。

まず、左上、住宅再建・復興まちづくりに10兆円、その右、産業・生業（なりわい）の再生に4.0兆円。被災者支援（健康・生活支援）に2.1兆円、原子力災害からの復興・再生

に1.6兆円でございます。

これ以外に、下のほうにございます、自治体負担をゼロにするための復興特別交付税が4.6兆円、全国防災対策費等に3兆円などを加えますと、25兆円強になります。

詳細の説明は割愛いたしますが、例えば、左上の住宅再建・復興まちづくりの一番下の「◆復興まちづくり」にありますように、復興交付金を3.1兆円予算計上し、うち2.5兆円を配分済みです。これにより、災害公営住宅の85%、高台移転の宅地の94%で事業を着手し、集中復興期間内に、災害公営住宅で約2万戸、これは計画戸数の65%に当たります。高台移転の宅地で約1万戸、同じく48%に当たります。それぞれが完成する見込みでございます。

恐縮でございますが、1ページに戻っていただきます。

2. で復興事業と予算の総括をしております。

まず、前例のない幅広く手厚い措置をしたことを改めて確認しております。増税を含みます25兆円を超える復興財源フレームを策定し、自治体負担をゼロとする異例の措置を講じました。

これは、震災により壊滅的な打撃を受けた被災地では、一時的に自治体の機能が損なわれたようなところも見られるという、いわば危機的な状況に対応したものであったと理解をしております。

内容を見ましても、高台移転など、単なる復旧を超えた事業を実施しましたし、極めて柔軟な復興交付金制度、社総交の復興枠、グループ補助金など、前例のない対応をしてみました。

これらによりまして、地震・津波被災地を中心として、復興は着実に進展しております。

恐縮ですが、7ページをお開きください。

7ページの参考3の資料を見ていただきますと、復興交付金事業を行っております85の市町村、ここには避難指示の出ております福島の12市町村は除いております。85市町村のうち、全ての事業が27年度までに完了するのが50市町村、住まいの確保に関する事業、すなわち高台移転とか、公営住宅、区画整理といったような事業が相当しますが、これらが27年度までに完了する14市町村を合わせまして、64市町村では、少なくとも住まいの確保に関する事業が27年度までに完了する見込みでございます。

その他の18市町村でも、おおむね30年度までには、住まいの確保に関する事業が完了する見込みでございます。

たびたび恐縮でございますが、1ページに戻っていただきまして、こうした現状を踏まえて、評価と課題として4つに整理をしております。

まず、1つ、復興予算の執行がおくれているとの指摘があることでございます。

先ほどごらんいただきましたように、復興は着実に進展をしておりますけれども、25年度決算では繰越が2兆円、不用が0.7兆円出ておりまして、検査院から指摘を受けたことは事実であります。

当初から予算が足りなくて復興ができないといった事態は避けようと、潤沢な予算確保をしてきた裏返しではありますけれども、4年たって、事業の進捗管理も相応にできるようになってきたことを踏まえれば、後半の期間では精度の高い予算にしていくことが求められると思います。

2つ目に、復興財源が復興と直接関係のない事業にも使われてきたとの指摘がございます。既に、この点は、抜本的な見直しが行われておりますけれども、今後とも使途の厳格化に努めていく必要があるものと考えます。

3つ目、被災地向けの予算についても、この時点で一度立ちどまり、緊急性や必要性、国の予算のあり方を精査すべきと考えております。すなわち、地域振興や防災といった全国共通の課題への対応といった性格の事業、全国に裨益する調査研究・技術開発、緊急的、一時的なニーズのための雇用確保や人材育成などは見直す必要があるのではないかと考えている次第です。

4つ目、地域の持続可能性を見据えた地域づくりに資するものとなっているかという点であります。人口減少や住民の意向を踏まえ、段階的に計画を見直してきておりますし、今後もその必要があるものと考えます。

2ページをご覧ください。以上のような総括を踏まえまして、28年度以降の復興事業のあり方を整理しております。

まず、1では、10年間の復興期間を展望してみますと、地震・津波被災地では、10年以内での復興事業の完了が見えてきておりますので、その一刻も早い完了に向けて取り組みを着実に進めていく必要があるものと考えます。

他方、原子力災害被災地域については、帰還に向けた動きが進むなど、新たなステージに移りつつありますが、まだまだ時間がかかりますので、区別した書き方をしております。

28年度以降の復興事業の中身につきましては、3月10日の総理指示を踏まえ、新たなステージにおいて被災地の自立につなげていくための施策にしていく必要があるものと考えます。

また、今年7日の総理からの指示を受けまして、地方創生のモデルとなることを目指してまいります。

現在、住宅再建を加速しておりますが、これから、災害公営住宅でのコミュニティーづくりや、長期避難者の心身のケアなど、復興のステージが進むに従って生じてきます新たな課題に的確に対応していく必要がございますし、産業・なりわいの再生も正念場です。官民連携を一層強化して取り組んでまいります。

(2)では、財源が国民負担であることを再認識し、まず、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化していきます。

地方創生の分野を始め、一般会計等施策を積極的に活用すべき事業もあるものと思えます。

2つ目、復興に資する事業、すなわち引き続き復興特会で実施していく事業につきまし

ても、地域振興や防災といった全国共通の課題への対応との性格をあわせ持つ事業につきましては、一部自治体負担をお願いすることといたします。ただし、自治体負担の程度は、全国における一般事業の負担の程度と比べて十分に軽減したものとし、被災団体の財政負担に十分配慮してまいります。

他方、これまで大臣が繰り返してきましたとおり、復興の基幹的事业や原発由来の事業は、引き続き自治体負担ゼロといたします。

3つ目に、人口の将来見通しを踏まえた事業内容の見直しも図ってまいります。

3ページをご覧ください。以上のような考え方を踏まえまして、具体的な事業の振り分けをいたしております。

引き続き復興特会で実施する事業を①被災者支援、②災害復旧事業等、③原発事故由来の事業、④復興交付金、⑤その他被災地の課題に対応する事業にそれぞれ分類しております。

このうち、④と⑤の一部の事業について、自治体負担を検討することになりますが、これは後ほど御説明いたします。

その次、一般会計等にバトンタッチしていくべきものとして、一般会計等の国の既存施策で、同種の事業を実施しているもの、被災地以外でも等しく課題となっている事業などが、これに含まれます。

また、事業の目的や目標を達成したもの、緊急性、必要性がなくなった事業などにつきましては、27年度限りで終了といたしますが、新たな復興のステージで対応すべき課題につきましては、スクラップ・アンド・ビルドで、28年度概算要求へ向けて検討いたします。

4ページをご覧ください。自治体負担の考え方を整理しております。

下の表のAに分類されております復興の基幹的事业、すなわち被災者支援、災害復旧、復興交付金の基幹事業などは、引き続き自治体負担ゼロといたしますし、Bに分類されず、原発由来の事業も同様でございます。

一方、復興に資する事業であっても、震災から4年以上が経過し、復興の着実な進捗が見られる中で、被災地以外との負担の公平性もよく考えるべき段階になっているものと思います。地域振興や、将来の災害への備えといった全国共通の課題への対応という性格をあわせ持つ事業に対しまして、一部自治体負担をお願いしたいというものでございます。

具体的には、復興交付金の効果促進事業、社会資本整備総合交付金の復興枠、道路や港湾といった公共事業などが対象となります。

なお、繰り返しになりますが、自治体負担の程度は、全国における一般事業の負担の程度と比べて十分に軽減されたものとし、被災団体の財政負担に十分配慮いたします。

最後に8ページに、被災自治体の財政状況を整理しております。

下の表の上段に、岩手、宮城両県の指標を、下段に両県の沿岸市町村の指標を整理しております。

税収、すなわち地方税で見ますと、県においては全国平均を上回って増加しております。

市町村においては、基幹税であります、固定資産税の減免をしているところも多く、各年度の普通交付税の算定において減収補填はありますものの、税収自体と見ますと、まだ、被災前の水準を回復していない状況でございます。

他方、一般会計の剰余金などを積み立てます財政調整基金の残高は、震災前と比較して全国平均を上回って増加しております。

地方債現在高は、集中復興期間中に震災復興特別交付税による手厚い措置を講じた結果、おおむね横ばいとなっております。

これらは、過去の震災の事例とは顕著な違いが見られます。東日本大震災から4年が経過し、被災直後と比べ、被災地の財政にも一定の安定が見られるものと認識をしております。

私からは、以上です。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様から御意見をいただきたいと思えます。順番は、まず、岩手県、宮城県、福島県の各知事より御発言をいただきまして、続きまして、委員から「あいうえお」順で御発言を、最後に私から意見を述べたいと思えます。

御発言の時間は、大変恐縮でございますが、知事の皆様には5分程度、それ以外の方には3分程度でお願いするというふうをお願いしたいと思えます。

それでは、まず、達増委員からお願いします。

○達増委員 それでは、岩手県でございます。陸前高田の奇跡の一本松が表紙になった横長の資料、市町村の意見という縦A4の資料、そして、岩手沿岸の地図とグラフをあしらった資料を用意してまいりました。

まず、横長の資料の1ページ目「Ⅰ 総論」でございますけれども、復興は岩手県内では、平成27年度末で、まだ全体の半分程度の進捗、これは、あわせて岩手沿岸の地図とグラフをあしらった資料も見ていただきたいのですけれども、市町村別で見ますと、被害規模が比較的小さい北部では100%近く進む一方で、被害規模が大きい南部では50%未満がほとんどであります。集中復興期間の最終年度とされる今年度末時点における数字でございますけれども、本県がいまだ復興の途上にあるということが理解いただけるのではないかと思います。

このため、岩手県としては、平成28年度以降も集中復興期間の延長と、これまでと同様の財政支援措置の継続を求めてきたわけでありましてけれども、今回、自治体負担拡大を求める政府基本方針は、被災自治体にとって厳しいものであり、極めて残念でございます。

県や沿岸市町村は財政状況が厳しい中、国の事業の対象とならない復興事業については、単独事業として実施してまいりましたし、被災地の自治体、また、被災者の皆さんも自立の気概を持って復興を進めております。

そして、各市町村の意見の中で主なものを紹介しますと、被害が大きく復興が遅れている市町村ほど負担を強いられる結果となり、不公平である。自治体の財政調整基金が増え

ていると指摘されているけれども、交付税の積算分として国に返還するものなども含まれており、額面だけで判断すべきではない。

また、復興のステージに合わせ、より内容を拡充する施策や、新たな課題に対応した施策も検討されるべきといった意見をいただいております。

こうした市町村の実情や意見等を踏まえましても、私としては、これまでと同様の財政支援措置を継続するように、強く求めたいと思います。

次に、横長の資料の2ページ以降の各論でございますけれども、具体的な問題例について幾つか紹介させていただきますと、まず、直轄事業の関係では、八戸から岩手県沿岸部を縦断して仙台まで結ぶ、三陸沿岸道路や、沿岸と内陸を結ぶ2つの横断道路は、国の復興リーディングプロジェクトであり、また、久慈港の湾口防波堤は、防災まちづくりの前提となる施設でありますので、国が責任を持って引き続き10分の10国負担で整備されるようお願いしたいと考えます。

次に3ページの復興交付金の効果促進事業についてであります。土地区画整理事業の実施地域での下水道の整備などの効果促進事業は、これは、基幹事業と一体不可分の事業でありまして、基幹的事业として進めていただきたいと思いますと考えております。

また、社会資本整備総合交付金事業の復興枠は、住民の安全に直接かかわる防潮堤や水門、震災時において沿岸部を支援するために使われた道路等の整備など、復興を進めていく上で、基幹的な事業でありますので、復興特会での措置を継続いただきたいと思います。

4ページ、政府方針では、住宅再建の加速とされておりますけれども、被災地では住宅建設費用が上昇しております。被災者の住宅の自力再建を進めるためにも、なお一層の支援拡充について御配慮いただきたいと思います。

また、今後の復興を進めるためには、被災自治体が雇用する任期付職員の経費、また、現在、震災と雇用支援事業で対応している被災者の見守り支援業務等従事者の経費や、5ページに移りますけれども、放射線影響対策に関連する経費についても、引き続き、10分の10国負担で実施していただきたいと思います。

そして、被災市町村とも個別かつ十分に協議を行っていただきたいと思います。今回は85の市町村が被害を受けるという大規模、広域的な、それこそ異例中の異例の災害だったわけでありましてけれども、通常の大災害であれば、より一つ一つの市町村と国との間のやりとりの中で、さまざま決まるところだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わりになりますが、釜石市がラグビーワールドカップ2019の開催地の1つに選ばれるなどの明るいニュースもございます。東京オリンピック、パラリンピックも控えて復興を加速化し、地方創生のモデルを被災地において実現していくためにも引き続きよろしくお願ひいたします。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、村井委員、お願いします。

○村井委員 それでは、宮城から意見を申し上げます。

東日本大震災から5年目を迎えました。私たち被災地が、これまで集中復興期間の延長を強く訴えまいりましたのは、宮城県では、今なお、7万人近くの被災者の方が仮設住宅暮らしを続けるなど、復興が道半ばでございまして、とても総括を行える段階ではないということでもあります。

こうした被災地の実情を考慮せずに、集中復興期間を打ち切り、地方負担を求めるとするのは、被災地の感覚と大きくずれておりまして、誠に遺憾であります。そのことを、まず、申し上げた上で、今回、国が示した方針について、私の意見を述べさせていただきます。

それでは、お手元に配付の宮城県資料をご覧くださいと思います。

意見といたしましては、資料1ページにございまして、大きく4点にまとめております。

2ページをごらんください。

1点目は、集中復興期間と同様の特例的な制度と財政支援の継続を求めるものでございます。

被災地では、被害が大きな自治体ほど、平成28年度以降も多くの事業を実施せざるを得ない状況にありますが、国の方針では、このような自治体ほど大きな負担を強いられることとなります。事業の進捗により、自治体間に格差が生じないように、集中復興期間と同様の財政措置の継続を強く求めます。

被害の大きかったところほど、28年度以降に山が来るという自治体があります。当然のことでありまして、早く進んだところが負担が軽く、後になった被害の大きかったところほど負担が重くなるといったような差が出ないようにお願いをしたいと思います。

3ページ、2点目は、自治体のマンパワー不足に対する支援の継続でございまして。

自治体におけるマンパワー不足につきましては、全国の自治体等から応援職員を派遣いただいているほか、任期付きの職員の採用などによる充実策を重ねておりますが、現在でも職員不足は深刻であります。どうか、引き続き、人件費分は全額国費による負担をお願いしたいと思います。

先般、復興庁の職員が宮城県にいられて市町村の職員も集めてお話しした際に、自治体から派遣する職員の分の人件費は持ちますが、任期付き職員の人件費については、今後検討するというようなお話をされて帰られたということで非常に心配している声が出ておりますので、よろしくお話を申し上げます。

4ページ、3点目でございまして、事業の性格・実態・進捗に即した区分の見直しについてでございます。ここは少し時間をかけてお話しします。

国が示しました復旧・復興事業の区分に対して、その見直しを求める考え方をまとめたものでございます。

ここで記載のとおり、効果促進事業、国直轄事業、社会資本整備総合交付金事業などが

ございます。これらは、事業の性格・実態からいずれも基幹的な事業と考えるべきだと思います。

また、一般会計等に区分される事業につきましても、自治体の財政への影響の大きさに御留意をいただき、できるだけ復興特別会計で対応していただきたいと思います。

5 ページ、具体的な事例を申し上げたいと思います。まずは、効果促進事業についてであります。

基幹事業としての災害公営住宅整備や土地区画整理事業と一体で実施いたします事業として、排水路や上水道の整備を効果促進事業で実施しておりますが、いずれも基幹事業と同等に被災者の生活に密着した基幹的事业ではないでしょうか。

今の北村審議官の説明では、災害公営住宅、土地区画整理事業は国が持ちましよう、しかし、排水路や上水道の整備については効果促進事業で一部地元負担ということでありますが、それでは一体的な整備がなかなか進まなくなってしまうのではないかと、これを非常に危惧しているということでございます。もし、負担をかけるということであれば、負担割合を極力下げていただきたいということであります。

7 ページ、社会資本整備総合交付金事業などの復興公共事業についてであります。

例えば、当事業を活用して実施する防潮堤整備事業は、新設の防潮堤となりますが、災害復旧として実施する既設の防潮堤の整備と一体で行うことで事業効果があらわれてくるものでありまして、災害復旧と同種の事業と捉えるべきだと考えております。

わかりやすくいいますと、7 ページの赤い線、青い線がありますが、青い線につきましては、今まであった防潮堤をさらに高くするという、これについては国が全額持ちましよう。しかし、赤い防潮堤については、新設の防潮堤ですので、一部地元負担ということでございます。そうすると、進捗に差が出てまいりますので、青いところと赤いところで差が出てくると、後ろのまちづくりにも影響してくるということでございますので、こういった点は十分配慮すべきできないかと思っております。

8 ページ、道路につきましても、赤い道路、緑の道路がございしますが、これも全額国で持ってもらえる分と、一部地元負担が出てくるもので、差が出てまいりますと、進捗状況に差が出てまいりまして、つながらない道路ということになってしまう可能性があるということでございます。

9 ページの緊急雇用創出事業のうち、事業復興型雇用創出助成金についてお話をいたします。

本事業は、再生が遅れている沿岸部の水産加工業など、これから立ち上がる事業所が従業員を一から確保する上で必要な事業でありまして、現行どおりの財政措置の継続を求めたいと思います。

また、県の復興予算ではありませんが、復興を果たすためには、企業立地と雇用創出は不可欠でございます。いわゆる津波補助金につきましても、補助制度の継続と基金への積み増しを求めたいと思います。

10ページ、4点目は、自治体負担を導入する場合、最も財政基盤の弱い団体を基準とすることでございます。不本意ではございますが、仮に自治体負担の導入を御判断するというふうに大臣が判断されるのであれば、その負担割合は最も財政基盤の弱い自治体に合わせた一律の割合とするよう御検討お願いを申し上げたいと思います。

また、自治体負担につきましては、原発の関係分を除きまして、被災3県が同じ条件となりますよう、あわせてお願いを申し上げたいと思います。財政基盤の弱いところは負担割合が低い。そうではないところは負担割合が大きいというようなことのないように、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、本日は、時間の都合上、全てお話しすることはできませんので、別紙としてA4の市町村の御意見、それから、A3ではございますが、市町村の復興の基幹的事業に分類すべき主な事業を市町村からヒアリングしてまとめてまいりましたので、ぜひ後で復興庁の職員の方はよく見ていただきたいと思います。

最後に、資料からちょっと離れますが、大臣にぜひお聞きいただきたいことがございます。この際、気がかりな点をぜひお話をしておきたいと思います。

国では、国会議員の方のお話をいろいろ聞いておりますと、財務省の官僚の方が来られて、被災3県は財政調整基金、つまり、貯金が随分積み上がっていると、国にやらせておいて自分のところは貯金しているのだと、だから、自治体に負担させても大丈夫なのだというふうなお話をされているというふうに聞いております。

その内容を大臣、ぜひよく見ていただきたいのです。実際調べてみましたら、平成21年度の宮城県の基金残高、貯金は72億円だったのです。それが、震災後直近の平成25年度末の残高を見ると344億円、72億円から344億円ですから、実際に272億円積み上がっているように見えるのですが、その内訳をよく見ていただきますと、そのうちの160億円強は、本来はやらなければいけない事業なのですけれども、しかし、残念ながら、今、復興に最優先にしておりますから、とりあえず、それは後延ばしにして、使わずに置いていて、復興期間が10年間で終わった後に、それをやるために、今、置いているお金だと、だから、必ずもう消化するのは間違いないのですね。それが1つ。

それから、それでも将来、お金が足りなくなるのを心配して、我々は100億円強のお金を県債、退職手当債、つまり退職金を借金して払って基金を積み上げているのです。その借金をして積み上げた基金は、これはお金として残っておりますけれども、将来は交付税措置が全くされない借金でございますので、純粹に自分たちが借金して貯金をしているお金、ということは100億円強ありますから、そもそもお金に余裕があったらば、借金して貯金をする必要など、さらさらないわけでございます。わかりますね。

ですから、我々は将来、復興期間10年間で終わった後に、間違いなくまた財政が厳しくなるというのを見越して、借金までして貯金をためていっているということでございますので、お金が余って余裕があるからどんどん積み上がっていっているわけでは決してない。逆に、間違いなく、これから財政が厳しくなると、復興が終わった後には、10年後には、

また職員給与をカットしなければいけなくなるような形になるのではないかとということ、ものすごく我々は危惧していて、そして、お金の使い道を非常に厳しくやっているということでもあります。

県議会からは、乳幼児の医療費を、助成金を、もっと期間を延ばせと、18歳ぐらいまで延ばせと言われているのですけれども、宮城県は、実は全国最低なのです。もっともっと延ばせば、私は支持率が上がるのはわかっているのですけれども、そういうことをしないでいるということです。

それは、なぜかというと、財政が厳しいからなのですよ。決して基金が余って、余裕があつて貯金をどんどんためているということは決してないということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長 それでは、内堀委員、お願いします。

○内堀委員 一昨日ですが、県内の市町村長の皆さんと意見交換をしまして、切実な声をたくさん受けてまいりました。きょうは、福島県、そして、市町村の総意として意見を申し上げたいと思います。

それでは、横長の資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

震災から5年目を迎えました。この間、政府、そして、全国の皆さんからたくさんの御支援をいただけてきたことに心から御礼を申し上げます。私たちも懸命に復興に取り組んでいるところでございます。

福島県では、廃炉・汚染水対策、除染・中間貯蔵施設への搬入、被災者の生活再建、インフラ復旧、復興まちづくり、風評被害など福島県全域で原子力災害は継続中でありまして、復興は平成28年度以降の5年でも終わらず長期に及びます。

復興がこのように長期に及ぶ本県においては、将来の財政悪化が懸念されますので、今後5年間における負担は極小化すべきでございます。

その上で、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて福島の復興を世界に発信すべく復興を加速していきたいと考えております。

また、全額国庫負担とされます基幹的事業、あるいは原子力災害由来事業、地方負担の大幅負担が懸念されます一般会計移行事業、こういった各事業の具体的な範囲を早期に示して、被災自治体の声を丁寧に聞きながら、地方負担については、実情に応じてきめ細かに対応すべきと考えております。

厳しいところほど、復興の進捗が遅れているのが実情でございます。福島県の復興の概略は1ページ目の中下段に記載をしておりますが、総じて言えば、原子力災害の影響が長期かつ全県的に及んでいて、除染、産業復興、公共インフラなど、いずれも復旧段階ともいえ、本格的な復興は、これからであります。福島県の復興の厳しい現状を、まずは御理解いただければと思います。

続いて、2ページをお願いいたします。

平成27年度限りで終了する事業または一般会計等に対応するとされた事業は、引き続き実施する場合、多額の地方負担が発生をします。

まず、平成27年度限りで終了する事業では、震災等緊急雇用対応事業について申し上げます。

これは、緊急雇用というよりは、被災者の相談・見守り、農産物等の放射線の測定、避難地域における防犯パトロールなど、復興に不可欠な事業のマンパワー不足に活用しております。市町村からも継続を強く求められており、緊急雇用ではない、新たな事業を復興特会で創設すべきであります。

そのほか、記載のある事業についても市町村から継続を求める強い声がございます。

次に「(2) 一般会計等に対応するとされた事業」では、社会資本整備総合交付金の復興枠について申し上げます。

福島県は、県全域において原子力災害の影響を受け、かつ復興には長期を要することから、原則復興枠による対応を継続の上で、必要な財源を十分に確保していただきたいと思っております。

次に3ページ、さまざまな経済指標を見ましても、産業基盤は、いまだ県全域で震災前の規模を回復しておらず、特に浜通りが厳しい状況にございます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに世界が注目をする浜通り、そして、福島の産業復興ができるよう財源を十分に確保していくことが極めて重要であります。

まず①、イノベーション・コースト構想の実現ですが、この構想は、原子力災害により失われた浜通りの産業基盤や雇用の、いわば災害復旧であります。また、福島の復興に不可欠な廃炉のためのロボット技術等の確立に資するものです。

よって関連事業は、復興事業として位置づけ、必要な財源を十分に確保すべきであります。

次に②、企業立地補助金等ですが、これも福島浜通りの産業・雇用の現状を踏まえれば、今後も補助金の継続と必要な財源を十分に確保すべきであります。

次に③、再エネ・医療機器・ロボット産業等の推進ですが、福島特措法や政府のエネルギー基本計画、緑の欄にございますが、位置づけられております。復興事業として位置づけ、必要な財源を十分に確保していただきたいと思っております。

④、産業復興のための課税の特例措置ですが、期限が、平成28年3月末までとなっており、福島の産業の状況を踏まえて、特例措置の期限を延長すべきであると考えております。

次に4ページ、福島県の復興は、除染、中間貯蔵施設への搬入、風評被害など、原子力災害の影響が色濃く、長期かつ県全域に及ぶものであります。

平成33年度以降もこういった事業は継続しますので、今後、5年間の負担を極小化すべく事業費の大きい道路等公共事業について、原則、復興枠での対応と必要な財源の十分な確保をお願いしたいと思います。

①、社会資本整備総合交付金、社総金ですが、原子力災害は長期かつ県全域にわたりま

すので、復興枠で実施中あるいは復興枠と整理された事業は、引き続き復興枠とすべきと考えております。

ちなみに、社総金の進捗率は、11%でございます。

次に②、相馬福島道路、あるいはふくしま復興再生道路8路線です。前者の相馬福島道路の進捗率は34%、そして、復興再生道路は24%ですが、これらについては避難地域の復興支援、中間貯蔵施設への搬入、災害時の避難路など、特に必要不可欠でありますので、全額国庫負担とすべきであります。

次に、避難12市町村内の県事業ですが、復興12市町村内では、避難指示や除染の遅れなどにより、復旧・復興事業の着手が余儀なく遅れていることから、国・県・市町村に係る全ての事業について全額国庫負担とすべきでございます。

次に5ページ、そのほか、①、復興交付金の効果促進事業の負担ゼロの継続。

②、震災復興特別交付税措置の継続。

③、取り崩し型復興基金の積み増し。

④、避難者受け入れに要するソフト、ハードの経費等に対する財政措置などをお願いしていきたいと思っております。

結びになりますが、一番頭のページ、表紙をご覧になっていただきたいと思っております。

表紙にある3枚の写真は、4年前の3.11近傍の写真ではありません。今の福島の写真でございます。

残念ながら、福島は、特に原子力災害の影響でこのように厳しい状況に置かれておりますので、ぜひとも私どもの訴えをお聞き届けいただければと思っております。

福島県からは、以上でございます。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして委員の方から御発言をお願いしたいと思います。

まず、秋池委員からお願いします。

○秋池委員長代理 事務局から最初に御説明をいただきました総括のポイントについて、意見を申し上げたいと思っております。

まず、1ページに「評価と課題」のところで「復興予算の執行の遅れ」という言葉がございます。実際、これがかなりの額で起こっているということで、対応としては「精度の高い予算にしていくべき」となっているのですが、狭いスペースに書いたために、こういうふうになっているのかもしれないのですけれども、これは、もう少しきちんと分析をする必要があるのではないかと感じます。

1つ予算の執行が、こうやって余ってしまうことの原因には、3種類ぐらいあるのかと思っております。1つは、とりあえず、予算枠をちゃんととっておこうという心理がどうしても働くことによって、予算をとり過ぎて、実際には必要のないようなもの、あるいは過剰な仕様のものが含まれていたというタイプのもの。

もう一つは、もしかしたら、当初はこのぐらい必要だという金額を見込んでいたのだけ

れども、実際に執行するときに、何らかの工夫をすることによって、同じことが、同じ質を保ちながらもより廉価にできたと、これは褒めるべきことなのだと思うのですが、そういうタイプのもの。

もう一つは、自治体でありますとか、あるいは発注先の取引業者のほうで人手がなくて、執行に手が回らなかったというタイプのものがあると思っております。2つ目についてであれば、褒めるということも大事だと思うのですが、1つ目や3つ目であれば、それ相応の措置というのがあると思いますので、ぜひ、そこを細やかにやっていただきたい。そうでないと、いつもこのようなことが継続してしまうのではないかと考えております。

そういった中で、もしも自治体の人手がなくて執行に手が回らないというようなことがあるのであれば、この資料の3ページだったかと思うのですが、27年で終了という具体例の中に復興を担う人材育成というものが入っておりますが、この先も、人材育成は永遠の課題でもありますので、人の育成というところについては、地域においてもそうですし、国としても支援できることは支援をしていくということも必要ではないかと考えます。

それは、大きなお金をかけるということではなくて、例えば、どこかの地域で、良いやり方、あるいは逆に、こういうやり方をしたらあまりうまくいかなかったということも共有していくということも含めて、まだまだよくしていくことはできるのではないのでしょうか。工夫を継続していければと感じます。

もう一つ、2ページの部分に「持続可能な地域社会」という言葉がございまして、これは、ここに限らず、復興を貫いている思想の1つだと思っているのですが、その中で予算の使い方として、1つは純粋な復旧でありまして、生活をもとに戻していくというところ、もう一つは復興として、これに2種類あるのではないかと考えます。

復興の中の1つは、足がかりとして、ある予算があることによって新しいものが作り上げられていく、ですので、きょうの後半も議論をする先導モデル事業というようなものも含めまして、何か呼び水というものがあることによって何かが起こる、産業が誘致されたり、新しい産業が始まったり、地域の方が何かに気づいて動き始めたり、イノベーションが起こったりというタイプのものがございます。

もう一方で、気をつけなければいけないのは、復興の新しいものを目指していくというものも必要なのですが、何もかもがそうであるということではなくて、やはり、人口がどうしても減っていくという中で、不要なもののない、過剰な設備の容量をつくることによって、それが、また将来足を引っ張ってしまうということもございますので、適切な規模のものをつくっていったら、それが、新しい将来の地域の社会の形なのだと、それは、活力あって、外から外部経済を呼び込んでくるというタイプのものもあれば、特別な特徴はないのだけれども、その地域の生活が心地よく維持されていくというタイプの新しい復興の形もあろうかと思っておりますので、そのあたりも、今後一層細やかに取り組んでいければと感じるところです。

以上です。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、秋山委員、お願いします。

○秋山委員 震災後、4年目に入りまして、復興庁を中心とした中央官庁、県、自治体レベルで一丸となって全力投球をしてこられたことにより、復興には大きな進展があったと思います。

それと同時に、先ほど、3県の知事からありましたように、現地においては、まだまだ課題がある、しかも、課題が非常に多様化しているということです。これからは、細やかな目に対応して、支援を続けていく必要があると思います。

もちろん、自立して、安心して生活できる町を実現するために、インフラの整備やコミュニティづくりが重要ですが、私は少し違う視点から意見を述べさせていただきたいと思います。

この報告書にも記載されていますが、被災地の復興事例が人口減少、高齢化、産業の空洞化という日本全体の課題に対してのモデルを提供するという役割は非常に大きいと思っております。

先日、新しい東北のモデル事業の評価をいたしました。そこの中には、そうした意味で極めて先進的な取り組みがあると思えました。

それを、もう少し見える化する、そして、横展開をすることにも注力をしていく必要があると思います。

例えば、私が少しかかわっております、気仙広域の医療、福祉、介護の取り組みですが、大船渡市、陸前高田、住田町という3つの基礎自治体と一緒に、自治体だけでなく、医師会、県立病院、介護施設、薬剤師会、社会福祉協議会などキープレイヤーと一緒に協働して協議会をつくり、限られた資源を洗い出して共有し、3つの地域全体のニーズにいかにして効率よく対応していくかという仕組みづくりに取り組まれています。もともと医療施設や人材が不足していたところに、更に津波で打撃を受け、切羽詰って3つのまちがそれぞれの歴史や文化などアイデンティティを維持しながら協働して広域の住民全てに資する医療・介護・福祉のシステムを構築したすばらしい事例です。津波で流された古い酒造会社がクラウドファンディングで復興された例とか、全国の、特に地方の課題解決に参考になる例はたくさんあります。そういう好事例が見える化して、横展開できるように、例えば、マニュアルをつくるとか、何らかの手立てをしていく必要があると思われま。

被災地域に生活していらっしゃる方が、その住民であることに誇りを持ち、そして、日本全体から、あそこが課題解決の先進地域なのだというリスペクトを持って見られる、そういうことがあってこそ、これからも全国民で復興支援していくことが可能になるのだと思っております。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、岩淵委員、お願いします。

○岩淵委員 私は、2つの立場から意見を述べたい。1つは、納税者みたいなところがあって、4年たって事案を精査していくという流れは、政治的には当然の話なのだろうけれども、当事者という、私は被災地の大学ですけれども、その視点で見たときに、まだまだできていないと思います。中小企業にしても、自治体にしても、一部負担ということに、その負担率を精査すると言われても、その言葉がすごい恐怖心になってくるわけですね。その辺の精査というのは非常に重要で、一律ではなく、表現としてはいろいろと状況に応じてということですが、やはり、一生懸命やってきた人に、また、あなた方もお金を払いなさいと言われた瞬間の恐怖心というのが、私は非常にマイナス効果だなどと思います。

大学という立場で今度は見ていくと、やはり、27年度で復興を担う人材育成はもうやめますと書かれると、それはおかしいとさっきからずっと思っていて、秋池委員が人材の育成というのは、もっとロングスパンで考えるべきであると述べましたが、全く我々は、今、そういう状況にあります。いろいろと文部科学省等を通してもいただいている復興予算が27年度で全部切れます、あとは自立してくださいと言われたところで、大学の定常経費の中で自立するほどの余裕はないわけです。では、どこにお願いをするかというところ、文部科学省です。それで、文部科学省に行けば、えっ、まだ復興ですかと、地域創生はわかるけれども、復興は終わったのではないですかと言われます。一般論として他省庁の中でそういう動きがあると思います。

そうすると、きちんと復興庁が音頭をとって、これは一般会計の中でやるのですよといったときに、他省庁との連携で、そっちで面倒見てくださいとか、何とか言ってもらわないことには、我々は行き場がなくなるというところが1つあります。

それで、復興はもう終わったという表現をすると、私はそうではなくて、復旧がちゃんとめどがついたのだということで、復旧と復興はどう違うかというところをもう一度考えるべきですが、今、まさに復旧が大体終わって、家もできた、道路もできたという話になってくると思うのです。決して復興ではないわけですね。

復興をやるためには、我々大学としては、地域イノベーションという言葉をいろいろ使っているのだけれども、イノベーションを担う人材がいないのです。地域には。そういうのをロングスパンというか、少なくとも我々大学としてスタートしたときには、10年ぐらいのスパンで復興人材育成に取り組みましょうということで、やっとそのスキームができて、来年からスタートしますという準備もしているのですけれども、そういう意味で、やはり福島の問題にしても、いろんなイノベーションをやるために、高度人材を、要は、物ではなくて人をどう育てていくか、これが、今、欠けている視点かなと、切られては困るのだと、切ってはいけないパラメーターではないかなということ強く感じております。

以上です。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、大山委員、お願いします。

○大山委員 集中復興期間が終わりまして、今度、新たに復興・創生期間を設けていただ

くということは、我々、地元の経済界にとりましては、非常にありがたいお話であるわけでございます。

ただ、この会議では、私は冒頭にもお話をしているわけですが、企業なり住民のニーズと、国、自治体のニーズは、大分ずれがあると、このように実は考えているわけでありませう。

確かに、この5年間で安心して、新しい道路ができたり、新しい住まいができたりという形で、町の形成は成り立つわけではありますが、現実問題を見ますと、特に被災地の人口が、今、人口減少と言っているのは、日本の人口減少ですが、被災地の人口減少は全然違うわけでありまして、その中核となる働き手の皆さん方が仙台市であったり、あるいは他府県に移住をされているわけでありませう。これが、もう4年、5年となっていく中で、本当にその住民の方が戻られるかということ、一部の方は戻られると思いますが、私は、基本的には新しい職業、また、子供が学校、あるいはいろいろな形での生活の基盤が被災地からほかのエリアに移ってしまったわけでありまして、現実問題として、私は、本当にきれいで、人のいない町になってしまうのではないだろうか、こういうことを危惧しているわけでありませう。

そういう中で、今、地方創生のお話がありました。まち・ひと・しごとと、私は、今、被災地の問題を考えますと、この順番を逆にしなければいけないのだろうと、しごと・ひと・まち、それで、国の立場で言うと、町があって、人がいて、仕事ができる、仕事というのは、まさしく民間が自立してやれよと、こういうことなのだろうと思うのです。ほかの地域であれば、それでいいと思うのですが、今、その中核となる人材あるいは人口が減った地域、なおかつ高齢化で、これからますます人口が減っていくところで、自立というのは、どうしてやればいいのかということなのだろうと、このように思います。

前回は大臣にもお話ししたのでありますが、国ができる範囲と、できない範囲があると、こういうお話、これは非常に理解できるのですけれども、これだけ大きな予算をかけてやったわけですから、もう一步踏み込んだ中で、本当に被災地が自立できるためには、何をどうしなければいけないのかということ、やはり考えなければいけないと思っています。

今、人材育成の話が出ておりました。実は、私、東北未来創造イニシアティブを立ち上げまして、特に今やっている活動は、気仙沼、大船渡、釜石、この3市に地元の中核となる人材を、半年間かけまして、いろいろと道場で、ある意味でいうと、経営に対する考え方、意識、志を鍛え直しているわけでありませう。

おかげさまで、94名の方が卒業をいただいております。市が中心となって、地元の中核の人材を集めていただいておりますので、非常に志の高い、また、卒業生が、これから間違いなく町の中核になることは間違いのないのでありますが、現状を見ていると、幾らプランをつくっても、人口の減ったところで商店をつくっても客が来なければどうするのだと。また、新しい工場をつくり、新しいアイデアで物をつくっても、今、言われる販路の問題、はっきり申し上げてロジスティック的に、もともとからハンディーキャップのある地域な

のです。

ここが、要するに、日本国は全部海に面しているわけでありますから、競争相手は全国なのです。そういう中で、本当に志どおりの事業ができるかということ、甚だ私は不安というか、難しいなど、このように考えているわけでございます。

時間もございませんので、ぜひ、企業なり、住民の目線に立った中での施策をお願いしたい。

先ほど、村井知事のもっと出していただきたいというお考えに、私は大賛成なのです。なぜかということ、今はいいのですよ、宮城県あるいは岩手県も、要するに、復興予算がついて、全国から人が集まって人手不足なのです。ですけれども、復興予算がなくなった瞬間に、この人たちはいなくなるのであります。ですから、根っこを生やさないといけないのは、復興事業には、根っこはないのであります。そうなってきたときに、本当にこの地域が、自立ができるかといいますと、私は非常に難しいと思います。

もう一つ、福島の12市町村の将来を考える委員もさせていただいているのですが、各市町村も、町村単位でプランを立てるのですが、私から見ると、同じようなプランしかできてこないのです。これをいかにいっぱい、広域連携というか、一体化をするということも、もう4年を過ぎて5年目に入るわけですから、考えていかないと、もう被災地の自治体のニーズに合わせてという段階ではないのではないだろうか、こういうような感想を持っております。

以上であります。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

多少時間が押しぎみで、皆さんに御発言をいただきたいと思っておりますので、3分程度でコンパクトにまとめていただくと助かります。

続きまして、菊池委員、お願いします。

○菊池委員 私、福島県の郡山市で小児科医をやっておりますけれども、その4年間の感想をお話をさせていただきたいと思います。

震災後、当初より3つの問題がありました。それは、体力の問題であったり、心の問題であったり、または、最近特に目立ってきた肥満の問題であります。

そういった中で、復興庁には、子供の元気復活交付金という形で、福島県内各地に遊び場がたくさんできる重要な取り組みを行って頂き、本当にありがたく思います。

震災当初は、かなりの勢いで子供の問題というのがクローズアップされ、そこに対しての政策であったり、いろんな働きかけがあったりと思っておりますけれども、時間がたつにつれ、何となく私個人の印象としては、それが失速してきているような感じがしています。

先導モデル事業を見ましても、やはり、応募の数も少なくなっておりますし、やはり、遊び場の維持にしても多額のお金がかかったり、または、いろんなことをするにも、お金と人がかかるという状況で、なかなか子供のことに携わっている方々の持続力というものがもたない状況が続いているのかなというふうに思っています。

そういった子供の健康問題というのは、非常に生活習慣が大きくかかわってきますので、特に福島環境というのは、余りいいものではない状況が続いています。

特に、肥満のお子さんが20%近く出てきたという話は、皆さん、御存じだと思いますけれども、20%と言いますと、インフルエンザでは出席停止になる数であり、非常に多いことを意味しています。それだけ多くの子供たちが肥満傾向ということで、将来のいろんな病気のもとになる状況を作っています。当然、医療費も上がってくるわけでありますので、将来的には、医療費が増大して都道府県の医療費を圧迫するということが予想されるわけであります。

この肥満の問題とか、心の問題等々は、別に福島のみならず3県共通、もっと広く言えば、全国の問題でもあります。

健康の問題は厚労省、被ばくの問題は環境省という形で、福島の子供たちの健康は見守られていますけれども、復興庁は、私のイメージとしては、そういった縦割りではなくて横ぐしの政策をするということをお聞きしておりますので、これからは、そういった立場での政策を出していく必要があるのかなと思います。

少子化というのは、これからますます進んでいきます。ただでさえ少ないお子さんに健康被害がたくさん発生している。つまり、将来、元気な大人になる子の数が減っているということの意味していると思います。そういう状況は、今もなお続いているということ、ぜひ、全国の皆様にも認識していただきたいと思います。

だからこそ、例えば肥満の問題では社会を挙げて、横ぐしというか、例えば特区のような形で子供の健康問題に一生懸命取り組む、こういった政策をぜひ先導していただければと思っています。

以上です。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、白根委員、お願いします。

○白根委員 私どもは、震災の後、自動車をなりわいとして、宮城県に本社を構えて3年経つわけでございますけれども、これまで復興庁をはじめとした関係者の皆さんに引っ張っていただき、ここまで復興の歩みが進んできたということは、我々現地にベースを持つ者として感謝する次第でございます。

さきほど申されたように、生活をもとに戻すという柱と、もう一つの柱としてもっと長期的に、経済を活性化させて、企業を呼び込んで人口を増やしていく、そのこともすごく大事だと思います。

28年度以降、5年間を復興・創生期間と名付け、地方創生のモデルになってもらいたいと安倍総理も指示されておりますが、特に、産業、なりわいの再生について官民連携を一層強化して、その取り組みを加速化させる。その必要性というのは、お話しされておりだと思っています。

以前から申し上げておりますように、我々は、ものづくりを通じて東北の経済基盤を太

くしていこう、そのためには、やはりそれぞれが競争力を持たなければいけない。東北復興のために、というだけで、競争が持続できるかという点、そうではない。そこはもっと抜本的に強力に国を挙げ、東北へ支援していくことがまだまだ必要だと思います。

例えば、車の話で恐縮ですけれども、トヨタ自動車が発表しました、究極のエコカーといわれる燃料電池車、FCVですが、あれは、やはり次世代のエネルギーとして、幾らでも水素はとれますから、大変期待できる場所であり、他のメーカーさんもトヨタ自動車に続いてFCVを出されると聞いています。そのエネルギーステーション、水素ステーションを4大都市圏、首都圏、中京圏、関西圏、そして、福岡都市圏で、重点整備していく方針であると政府は言われていますが、なぜ、そこに東北が入っていないのか。車は、1つの例ですけれども、次世代のエネルギーとして、この水素は重要であり、そのステーションをこれから整備する中に、東北が入ってこないのは、おかしいのではないかと思います。

今後も、国から、基本的なところで強く東北を支援する、そういう必要性は、まだまだこれから出てくると思います。支援事業の精査を行うとともに、実施していく内容については、国を挙げて、それをしっかりとバックアップしていくという姿勢が大事ではないかと思います。

よろしく申し上げます。

以上です。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、中田委員、お願いします。

○中田委員 中田です。

4年経って、震災直後は、応急性や緊急性を要するものに重点を置いてきたわけですが、東京にいると冷静に見られるということもあるのでしょう。これからは、公平性や透明性、あるいはビジネスの競争環境も入れていきたいのは、私もよくわかります。

先日、仙台市の戦災復興記念館にふらっと入ったときに見たら、焼け野原になった仙台の町に、青葉通りができていくのですが、何と復興事業の終了年度が、昭和30年代の後半だった。私が生まれたときにも、実は戦災復興をやったのを、その記念館で見まして、逆にいい意味で、しっかりと公的な支援で復興につなげていくのが理想的なのだと思います。

したがって、国の全体を見る視点や価値観、あるいはその価値観のよりどころとなる基軸などがしっかりしている中で、地域に根差している主張や価値観というのは違って当然なのですね。ですから、こういう場を1つのきっかけにしながら、それぞれの考え方の違いもお互いに述べながら、その中で、国は地域に根差した創意工夫による提案を尊重するような、逆に地域も、そういうものを、これから考えていく余裕を、期待したいと思います。

これは、決して東北だけではなくて、要は、大きな災害が来て、また、こんなことをやるのは、もうごめんです。東北が、本当に大変な中でのケーススタディーとして、全国の人のための、次の災害を軽減するような地域づくりのたたき台にならざるを得なかったと。

したがって、今回も原子力災害に加えて、人々の心の損失とか、逸失利益ですね。働くことができない人たちの金銭的な逸失を考えると、大変な国益の損失です。それをできるだけ事前に都市計画に加えることは、極めて合理的な発想です。

今回の、お金を一部地域負担というのは、むしろ、その心にあるのは、お金を本当に負担しろというのではなくて、そういうことを通して、地域の人にしっかりと必要なものを自分たちで考えてほしいという期待がある。国も多分、地域の必要度の判断までは考えが、なかなか難しいと。

地域もまた、先ほど大船渡ができましたけれども、昔の藩政のころの藩境という理解が、地域の人を持っているのですね。

そこまで踏み込んで、地域の市町村の人たちが上手な行政をしているのが現状なのだと思います。

最後に、技術屋ですので、キーワードに次世代研究開発とか、次世代技術開発とか、たくさん東北のプロジェクトに出てきていますが、さらにイノベーションが加わりました。

実は、この辺の区分けをする専門家が、日本では大変少数なのです。あるパーツを深く掘り下げる学者はいるのですが、少し浅くても横断的に見て、その人たちがコーディネートをしたり、予算の重みづけをするというのは、まだまだ始まったばかりです。ましてや、東北には、このような人たちは、基本的にはいません。

したがって、得てして、有名な人を連れてくるのですが、有名な人は、ほかのプロジェクトで忙しいですので、東北に時間をかけてくれる割合が希薄なのです。ですから、その専門家を、これからつくっていくということを、私も肝に銘じていきたいと思っています。

以上です。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、松原委員、お願いします。

○松原委員 きょうの復興庁のほうからのプレゼンテーションは、公共事業の予算の全般が、これは復興とは別に縮小している中で、いかに復興を事業として終了させるのかを組み込んでいくというお話というふうに伺いました。

もちろん、それでもなお残る福島の問題、これは、国家全体で何とかしなければいけないでしょうし、応急の仮設などに、まだおられる高齢者の方、この方々についても、全体で支えていくしかないということだと思います。

しかし、なお残る予算をどこに配分するのかというのは、どうしても今後、別途問題になってきます。東北の3県はどうしても予算を確保したいと主張されたのですが、現在が緊急時から平時へと移っていく転換点だとしますと、別途平時のものとしてやっている政府内のさまざまな、別の委員会と、どうやって連携していくのかという話ではないかと伺いました。

特に、例えば、復興人材形成というのは、「復興」とついているために復興庁の中に限定されると聞こえるのですけれども、今後、日本で震災なり、大災害が起きたときにどうす

るかと考えますと、これは国土強靱化のほうと連携して、そちらで予算をつなぐなりしていくことにすべきかと思えます。

また、人口が、特に若年の人口が減ってしまったところで、どうやって戻すのかということも、これも地方創生のことになっていくでしょう。縦割りになっているさまざまな委員会というのを横でつないでいくように考えていかないと、ただ、予算を削るかどうかというだけの話になってしまいます。

また、先導事業についても、素晴らしいものもたくさんあったと思うのですが、これも一時的なイベントで終わらせずに、今後、いかに全国に普及していくのかという視点が重要です。せっかく使ったお金が起爆剤になるような、これも、ただ終わらせてしまうのではなくて、やはり、今後、ほかの地域でどうやって、これを参照できるのかというふうに、事業についての全国での共有、こういうものができるような仕組みをつくっていただきたいと思いました。

以上です。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、松本委員、お願いします。

○松本委員 配付していただいた、28年度以降の復旧・復興事業のあり方という資料を拝見いたしました、18ページ、きょうは3点申し上げたいと思っているのですが、今、申し上げているのは、第1点目なのですが、28年度以降に実施する復興事業という箇所がございます、その中に、原子力災害特有の課題に対応する事業ということで、最後の行に、農林水産物等の風評被害対策に必要な事業というように風評被害について触れられているのですが、観光の風評被害という面が、この「農林水産物等」の風評被害の「等」のところに、いわば含まれてしまっているという状況でございまして、以前にも申し上げたことなのですが、特に福島については観光が風評被害の影響を強く受けているわけでございます。

大河ドラマの話題性とか、または特別のイベントであるとか、現在もキャンペーンが行われていたりするのですが、そういう一時的な誘客の努力というのは行われてきたのですが、そのベースの部分にある風評被害、これは、原子力災害がもとなので、災害の性格を反映して非常に根深いわけです。汚染水問題も断続的に発生しますから、払拭は進んでいないという状態でございまして、先ほどの内堀知事の資料にもございましたけれども、特に修学旅行に関しては、その性格から大きな影響が引き続きあるわけでございます。

また、現在、国内では、あちこちの観光地で、訪日外国人ブームに沸きかえっているわけですが、その中で、海外からの旅客のfukushimaという文字に対する警戒感というか、これは非常に強いものがございまして、もともと、首都圏からほど近い観光地としては、外国人にも人気を集めるはずだったところが、風評で非常に大きな機会損失が発生しているというようなことでございまして、こういう損失というのは、原発事故との間で、明らかに相当因果関係が存在するわけですので、そうすると、損害賠償をミニマイズしていくとい

う観点でも、その観光にかかわる風評被害に対する抜本的な対策をさらに講じていくべきだと思います。それが第1点。

2点目が、津波被害に関することなのですが、防災とか減災という観点からの施策は、まだこれからなのではないかと。明治とか昭和の大津波の教訓を生かし切れなかったという、人の命にかかわるじくじたる思い、これが、今後こそ次の災害の備えとして生かされていかなければいけないと。

これは、もちろん、大きな堤防をつくるとか、そういう話ではなくて、津波てんでんこであるとか、または子供や高齢者の避難であるとか、そういった発災時の教訓を東北の太平洋岸に限らず、全国各地の津波リスクのある場所に確実に伝承させていく、そういう仕組みを国として構築する。これも復興の大切な側面なのではないかと思います。

3点目ですが、地方創生のモデルとなるという、安倍総理のお話、まさにそうしていきたいと思うわけですが、この際、先ほどの松原委員の話ともちょっとかぶるのですが、日ごろからほかの省庁が持っているテーマと連携していく。例えば、自治体の集約であるとか、またはコンパクトシティといったような政策、これについて、結果として他の地域の参考となるようなモデルをつくっておくべきでないかと。ある程度時間を要することはやむを得ないとしても、復興期間10年たって、例えば、自治体の集約という課題でいうと、震災前と全く同じ行政区分のままということになれば、創造的復興という観点からすると、ちょっと残念な面があるのではないかと、そんなふうと考えております。

以上です。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

時間の関係上、皆さんに短くしていただいて、大変恐縮でございました。

いろんな意見をいただいて、私も一言だけ感想を申し上げたいと思いますけれども、大変な災害が起きて、そのときは、とにかく何が何でも、それを日本全体で支えなければいけないということで、これが恐らく25兆円という、例えば、金額にも反映されていると思うのです。

時間がたって、27年度末になったときに、やはり、我々はもう一回復興ということを経済全体でどういうふう支えていくかということについて、考え方をしっかりアップデートする必要があるのだろうと思うのです。

それで、皆さん、いろいろ御意見があったように、まだやらなければいけないことがいっぱいあって、それを国がやるのか、地域がやるのか、あるいは誰が負担するのかということはきちんと議論しなければいけないと思うのですけれども、そういう意味では、きょうはいろんな御意見をいただいたと思いますし、これは、また、今後さらに深めていきたいと考えております。

もう一つ、やはり重要な、これも皆さんおっしゃったことだと思うのですが、5年たってみて、やはり、もう一度きちんと精査してメリハリをつけるということが、多分、極めて重要だろうと。それは、事業によったメリハリだけではなくて、何名の方がおし

やったように、置かれた地域の事情ということによっても、かなり違いがあるということで、今後、恐らくきょうの議論をベースに、いろんなところで調整が行われると思いますけれども、もし、今後さらにまた御意見がありましたら、文書等でぜひお寄せいただきたいと考えております。

それでは、ここで、大臣のほうから、もし、よろしければ、御発言をいただきたいと思っております。

○竹下復興大臣 本当に貴重な意見をお伺いさせていただきました。ありがとうございます。

今までのこの委員会の中で一番充実していたのではないかと、勝手に思っておるところでございます。

全てに細かくお答えをすることは不可能でございますが、基本的には、皆さん方に、私がお話ししておりますことは、復興はやりますと、まず、全てそこは安心をしていただきたいということの大前提の中で、今後の復興というもののあり方というものを考えていこうと、こう考えております。

それで、一部地元負担をしていただくということを、私、かねがねから申ししておりましたし、先般、その地元負担のあり方の考え方を、お示しをさせていただきました。

まだまだ粗削りの状況でございますし、その際、申し上げましたことは、全国の自治体負担、例えば、直轄道路の場合ですと、3分の1自治体負担あるいは効果促進事業に関連する話ですが、社総交の一般枠ですと、40%の自治体負担ということになっておりますが、何とかして10分の1以下、1桁違う、圧倒的に少ない形に収めることによって被災地の皆さん方の負担といたしますか、負担感をなくすと。

先ほど、これを出すことによって、いわば地元の意思をくじくといったような趣旨の話がありました。私も、そういう話をあちこちから聞いております。ですから、負担感をできるだけ、ただし、何としても俺たちの町は俺たちがつくるのだという強い意思を持っていただく、そして、やるべきことには、ほんのかけらでも自分で負担してやるという思いを持ってやっていただく、そのことが、私は自立につながりますし、被災地の復興につながると確信をいたしております。何が何でも全額、全て国費でずっとやり続けるということが、私は日本国にとってもよくないし、ある意味、被災をされた皆さん方にとっても、決して歓迎すべき話ではないと。多少残酷な言い方でございますが、その気概を持っていただくということが、立ち上がっていただくことに一番大事なことだと、こう思っておりますので、限られた範囲ではありますが、御負担をお願いしなければならぬと思っております。

来週、その水準を含めた、数字を含めた復興庁の案というものを発表させていただくべく、今、最終の詰めを急いでおります。ただ、これは、最終ではなくて、これが復興庁の案であるということは事実であります。その上で、もう一度、地方自治体の皆さん方と意見交換なり、議論する場を何らかの形で設けられないかなと、こう思っております。

ただ、1つの条件としましては、6月末には、政府として今後5年間の復興のあり方、財源も含めて決めなければなりませんので、そういう時間的制約はありますけれども、私自身が全ての市町村長の皆さん方、知事の皆さん方と議論するという事は、なかなか難しい状況ではありますが、副大臣、政務官、きょうも見えておりますけれども、あるいは大臣補佐官の谷さん、さまざまな責任を持っていただける皆さん方と、何らかの接点を設けなければいけないだろう。復興庁が案を出しました、このとおりにやりますというわけにはいかないだろうと、こう思っておりますので、その点では、また、お話をさせていただきたいと、こう思う次第でございます。

幾つか出ておった話でございますが、1つは、見守りあるいは警備を含めた、どうしても必要な人材であります。緊急雇用という形で今までやっていただいた部分は結構ありましたけれども、緊急雇用は、有効求人倍率が1を超えておる現状の中では、やはり、これは緊急雇用ではないだろうと、別のものだろうと思っておりますので、しかし、心のケアあるいは体のケアあるいはコミュニティーづくりといった面で、マンパワーはどうしても必要でありますので、これは、別の形の予算で何としても確保していかなければならない。これは、こっちのほうの重要度というのは、長引くにしがって増してきておると、こう認識をいたしておりますので、これは、ぜひ安心していただきたい。緊急雇用はなくなりますけれども、そういった分野はより充実するという方向でやっていけないかなと、今、検討しておるところでございます。

また、被災自治体が全国から応援を受けているマンパワー不足についても、多少の懸念があるというお話がございましたが、これは心配しないでください。全額国が保証する形でやります。むしろ、我々が心配しておりますのは、何となく少し一段落したという空気で、全国から派遣している皆さん方が引き上げる傾向にあると、これをどうやってとめていくか、まだ、むしろ足りない部分のほうが多いものですから、ここをどうやって乗り越えていくかというのが課題でありまして、この原資については心配をしないでいただきたいと、こう思っておるところでございます。

それから、例えば、立地補助金あるいは復興道路・復興支援道路、防潮堤、復興交付金等々、基本的に国でやってくれというお話があったことは、正直、しっかりと受けとめます。ただし、全てお聞きするわけには多分いかないだろうと、こう思っております。

党のほうでも、今、自民党のほうで、あるいは与党のほうで第5次提言をおまとめいただいておりますが、その中の基本的な考え方、今、伺っておるところによりますと、原則は全額国費でやると、しかし、一部、地元負担を考えなさいといったような内容になるというふうに伺っておりますので、そういった与党の考え方も受けとめた上で、しっかりと対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

あと、いろんな細かい点はあったと思いますが、1つは復興交付金、実はまだ2,000億使われていないお金があります。これは、27年度中は、全て10分の10でやるというお約束の中でお渡しをしておる金でありますので、これは、しっかりと使っていただきたい。そのこ

とによって、復興交付金は、これから一部自己負担を入れていかなければならない課題だと思っておりますけれども、少なくとも、27年度いっぱいには全額国費という考え方で行っております。2,000億というものを有効に使っていただきますことを、心からお願い申し上げます。

それから、私は1回も地元にお金が余っているというお話をしたことはありません。というのは、私も田舎の生まれ育ちでありますし、復興が終わった後、各県も、それから市町村も大変苦労すると、これだけの事業をやったら、この維持費というのはもう大変なものになると、ちょっとポケットに貯金があるぐらいの状況ではなかったら、終わった後、倒産しますという思いを、我々のど田舎が小さな被害に遭ったときに、その小さな災害を乗り越えた後に、大変苦しい思い、厳しい思いをしてきておりますので、そのことを追及する気は毛頭ありません。ですから、その心配は全然しないでいただきたいと思っております。

これから、いろんな形で復興をやり遂げてまいります。我々は、以前にもお話をしましたとおり、1つの目標がありまして、東京オリンピック・パラリンピックに日本の底力、ここまでやったぞというものを何とでも見せたい、何とでも示したい、それは、岩手、宮城についてはできるという可能性を見出してきておりますので、引き続き、皆さん方の御意見を参考にしながら、力を合わせて復興というものをやっていかなければならない。

原子力災害、これ乗り越えるのは並大抵ではございません。風評被害、いろんなことをやっておりますが、こうすればよくなるという方程式が、残念ながら、10本ぐらい見つかっておりますが、その1本1本の効果たるや、そう大きなものではない。しかし、やり続けなければいけない。強い思いを持って、この原子力災害を乗り越えていく、その前に、まず、風評被害を乗り越えていかなければ、地元が成り立っていかないといったようなことも含めまして、懸命にやり抜いていこうと思っておりますので、引き続き活発な御議論をいただき、復興に向けてお力をお貸しいただきますことを心からお願い申し上げます、今回の会議の感想といいますか、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、政府におかれましては、本日の意見も踏まえて、28年度以降の復興支援の枠組みの取りまとめをしていただきたいと思っております。

どうぞ。

○村井委員 突然、恐縮です。大臣が、もうここまでおっしゃってしまして、私どもは、それで、全額国が負担するべきだと、入口論で議論してもしようがないと、実際そう思います。総理もそうおっしゃっているわけですから。

ただ、多分、きょうこれが終わった後、また記者会見で、ぶら下がり、納得したのですか、納得していないのですかと、また、必ず聞かれるのです。このままだと、納得していませんとしか答えられないのですから、できましたら、復興推進委員会として、3県知事は、十分納得はしていないけれども、そういう方針で行こうということを合意したと

いう形にさせていただいて、委員長からも、そういうようなことで、その方向で3県知事も含めて総意として合意したという形で記者発表させていただいて、次のステップに進めるようにしないと、また、地元では、知事は納得したのですか、市町村長は納得したのですかとなってしまって、なかなか前向きな議論ができづらいのです。できましたら、多分、皆さん反論はないと思いますので、そういう形にさせていただいて、それで、今後は大臣おっしゃったように、来月、1週間、2週間したら、具体的な事業と負担割合というのを示すということで、この形で合意したという形にしてもらえれば、3県知事もぶら下がり、そういうふうになったということで、渋々仕方ないなというふうにはできるのではないかと思うのですけれども、だめですかね。

○達増委員 ちょっと、今の段階では、合意したとまでは言えないと思っています。

○村井委員 そうですか、わかりました。

○内堀委員 若干ニュアンスが違って、きょうは、それぞれのお立ち場を述べ合って、その上で、また、来週具体的なお話もいただくので、その中で、やはりぎりぎり議論をしながら、最後落ち着きどころが整理されるのだと思いますので、きょうの時点で、そこまで言うのは、違和感がございます。

○村井委員 わかりました。

○伊藤委員長 よろしいですか。

それでは、時間が大分押してしまっていますけれども、簡単に「新しい東北」の創造に向けた取り組みに、議論を移したいと思います。

資料は、資料5-1、5-2、5-3でございます。先導モデル事業につきましては、事前に各委員からいただいた評価を踏まえ、最終案を事務局から配付しておりますので、事務局からポイントを絞ってお願いします。

○山崎参事官 簡潔に御説明いたします。

既に先導モデル事業についての御注文、御意見、期待などをいただきました。それも踏まえてまいります。

資料5-1が、昨年度95事業を支援しました評価結果でございます。

2の○の2つ目でございますが、一定の成果もあった一方で、地域に持続可能な取り組みとするために、より一層検討努力が必要だという厳しい御指摘もいただいております。

3番でございますように、これは、27年度事業も同じでございますけれども、官民連携推進協議会や地域づくりネットワーク、これは被災地の自治体の情報共有の場でございますが、そういったものを活用して、横展開を積極的に図っていきたいと思っております。

資料5-2でございます。

今年度、平成27年度の先導のモデル事業の選定についてでございます。合計198件の応募がございました。詳細な説明は省略いたしますけれども、7ページから9ページにかけま

して、支援型事業、プロジェクト事業、合計56件を選定いたしたいと思いをします。

昨年度の評価、今年度の選定に当たりまして、委員及び有識者の皆さん方にいろいろ御尽力いただきました。ありがとうございました。

この56件の選定で御了承いただければと思います。

資料5-3は「新しい東北」の最近の取り組み状況をまとめたものでございます。情報発信ですとか、横展開の取り組みなどを書いてございますので、後でお読みいただければと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

もし、特段御意見がございませんようでしたら、27年度事業の選定につきましては、この原案のとおり公表することにしたいと思いをしますが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえまして、竹下大臣から御発言をいただきたいと思いをしますが、報道関係者が入りますので、少しお待ちください。

(報道関係者入室)

○伊藤委員長 それでは、本日の審議を踏まえまして、竹下復興大臣より、一言御挨拶をいただきたいと思いをします。

○竹下復興大臣 本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

27年度集中復興期間の総括並びに28年度以降、復興・創生期間のあり方につきまして、皆さんの意見をお伺いすることができて、心から感謝を申し上げます。

特に3県の知事からは、さまざまな御意見を賜りました。例えば、復興交付金の効果促進事業につきましても、基幹事業と一体となっていて行っているのが全額国費、地元負担なしとすべきであるという意見も伺いましたし、地元負担は、自治体の財政状況に配慮すべきである等々、あるいは原発からの復興には、まだまだ時間がかかるといったようなこと等々、個別の状況についてもたくさん意見をいただきました。

また、私からもさまざまなこととお話しさせていただきました。各県から出ておりました中で、例えば、見守りあるいは健康の調査あるいはコミュニティーの育成等々、これから重要になってまいります事業につきましては、引き続き、今は緊急雇用でやっております部分がありますが、形は変えますけれども、全て国費で、より充実する形で対応していきたい。

それから、地元の自治体に派遣をさせていただいております、地方自治体からの応援部隊、任期職員等々でございますが、マンパワー不足は残念ながら深刻でございますので、これも引き続き全て国費で対応するので、安心をしていただきたいといったようなことも話をいたしました。

自治体の負担のあり方については、来週、具体的な数字を入れて、復興庁案というもの

を提示させていただき、予定にいたしております。

その上で、その案をもとに議論をさせていただいて、6月中に最終的な決着をし、政府として復興・創生期間の復興のあり方、財源、その仕組み等々決定をさせていただくという方向で、これから精力的に仕事をさせていただき、議論を重ねさせていただきたいと思っております。

それから、もう一回地方自治体の皆さん方と意見交換をしたらという御指摘がございましたが、させていただこうと思っております。全て、私自身が対応できるかどうか、時間的な制約もありますので、副大臣の皆さん方、政務官の皆さん方、谷補佐官を初め、責任を持って対応させていただきたいと、このように考えております。

本日、いただきました御意見を、まさに参考にいたしまして、これから、28年度以降の枠組みというものを決定することにいたします。

また、今年度の新しい東北の先導モデル事業につきまして、本日、56件の事業を選定していただくことができました。これは、選定するだけではなくて、これから、どう横展開していくか、あるいはどうさらに知恵を導入していくかといったようなことにつきまして、ノウハウの構築をやっていかなければならないと思っておりますし、総理の指示がございましたように、復興は新たなステージに入りつつあると、被災地の自立をしっかりと促す、そして、被災地に寄り添うこと、さらには、地域創生のモデルとなるような復興をしてほしいという御指示がございましたので、そういった方向で復興を進めてまいりたいと思っております。

本日は、お忙しいところ、大変ありがとうございました。

○伊藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは、報道関係者の方は、ここで御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○伊藤委員長 それでは、本日の委員会は、これで終了したいと思います。

この後、今回も竹下大臣より、記者に対しまして、会議の概要についてブリーフィングを行っていただきたいと思います。私も同席いたします。

また、従前同様に、1カ月をめどに議事録を作成して公表いたしますので、委員の皆様におかれましては、内容の確認に御協力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、第18回復興推進委員会を終了します。

本日は、どうもありがとうございました。